

主月税連

日税連執行部との懇談会
国税庁・主税局との「勉強会」の内容は？

- 150
- 151
- 152
- 153
- 154
- 155
- 156
- 157
- 158
- 159
- 160
- 161**
- 162
- 163
- 164

Feb.15.2012 No. **161**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

2011 全青税秋季シンポジウム in 名古屋

「青税流ディベート合戦 in 名古屋」

日 時：2011年11月13日（日）午後1時～

場 所：テレビアホール（シンポジウム会場）

東急ホテル（表彰式・懇親会会場）

第1試合 近畿青税 VS 特別チーム

「納税者番号制度の導入に賛成か vs 反対か」

第2試合 神奈川青税 VS 岐阜青税

消費税「簡易課税制度の維持か vs 廃止（本則のみ）か」

第3試合 東京青税 VS 埼玉青税

消費税「単一税率制度であるべきか vs 複数税率制度にするべきか」

第4試合 千葉青税 VS 名古屋青税

相続税「法定相続分課税制度（現行）であるべきか
vs 遺産取得課税方式とするべきか」



開会に先立ち
挨拶する市木会長

総合優勝チーム【東京青税】
総合MVP【新開章会員（名古屋青税）】

実行委員長総括報告

シンポジウムを振り返って

秋季シンポジウム実行委員会

委員長 磯野道則（名古屋）



秋晴れの中、平成23年11月13日（日）に東急ホテルにおいて秋季シンポジウムが開催されました。

思い起こせば、さかのぼること平成21年12月の暮れの押し

迫った忘年会で「全青税のシンポジウムを変えてやろうぜ！」と余計な一言を発してしまったために……。

悩むことなくすぐさま「内容はディベート形式で懇親会は表

彰式形式で行おう」と委員会の中から声が上がりました。ただ、今まで研究発表として行ってきたシンポジウムを本当に変えてよいのか？との自問自答もありましたが、観客あつてのシンポ

ジウムであり、税理士として研究のみではなく発言力こそがもっとも必要なことではないかとの結論に至りました。その後の構成についてはアイデア豊富な名古屋青税の会員に任せ、残すところはテーマと審査基準でした。これが結構な時間がかかり、何度も何度もデモンストレーションをし、厳しい叱咤激励を受けながら試行錯誤を繰り返しました。なんとか大まかな形ができたと思いきや今度は構成内容について意見の食い違いが発生しました。アイデア豊富な人材が多すぎた？(笑)ために生じた問題でした。後は名古屋青

税お得意の直前1週間の追い込みです。ここまで来るとあれよあれよと作りあげてくれました。

シンポジウム当日に至っては、細かな点で各单位青税の会員の皆様にはご迷惑をおかけした部分もありましたが、なんとか形作ることができたように思います。

振り返ってみると、一つの物を作り上げることは非常に多くの人の助けや協力ができないということに改めて実感しました。また青税最終年度に秋季シンポジウム実行委員長という大役をやらせて頂き本当に感謝しております。また私自身、何

もできない委員長でしたが全青税執行部の皆様には実行委員会のおかげを聞いてくださり、また各单位青税代表者の皆様に至っては委員会からの無理難題、要望にも快く受けていただき本当に感謝しております。

また、名古屋青税を引っ張っていただきました武山会員はじめ名古屋青税の会員皆様には、本当に感謝しております。

この思いが今後の全青税活動に引き継いでいただけると幸いです。青税会員の皆様、本当に感謝しております。最後に「青税大好き！」

近畿青税

濱小路 清子

秋季シンポに参加して

平成23年11月13日(日)、私は近畿青税制度部のディベートチームの一員として名古屋での秋季シンポジウムに参加して参りました。

私のような口下手な人間が人前に入るなんておこがましいと辞退したのですが、松尾制度部長と山田シンポリーダーに決められてしまいました。松尾さんが「ゴレンジャー」にこだわり、たまたま部会に参加した女性が私1人だったため、モモレンジャーに指名されてしまったのです。こんなにテキトーでいいの？

そうは言いながらも、「なんか面白そう♪」と気分はノリノリで準備に入りました。

私以外のメンバーは兵揃いで、非常に頼もしいです。まず、

アカレンジャーは大阪支部の山岡さん、攻撃型の戦士です。アオレンジャーは櫻井さん、兵庫県支部の口では誰にも負けないスターです。キレンジャーは兵庫県支部の井上さん、静かなる現支部長です。最後にミドレンジャーは京都支部の岡部さん、一番まともな現支部長です。

この錚々たる4人+オマケのメンバーで、なんと元全青税歴代会長の特別チームと戦うことになりました。テーマは「納税者

番号制度の導入に賛成かVS反対か」です。ゴレンジャーは「反対」の立場で対戦します。

出場が決まってから何度も練習しましたが、その度に心の中で涙を流していました。特に坂井代表幹事、福島法対部長の2人の鬼にはコテンパンにやられていました。でも、そのおかげで当日をほとんど緊張せずに迎えることが出来たのです。鬼コーチ、ありがとうございました！

いよいよ当日、私たちは第一



近畿青税ディベーター

試合で13時10分からですので午前中に最後の模擬ディベートと衣装合わせを行いました。

「えっ？マジでこれ着るの？！ゴレンジャーって本気？」

しかもキレンジャー、スカートだし～！でも井上さんは口では嫌がりながらも嬉しそうに着ていたように見えました。控室でゴレンジャーに変身すると、気分が高揚してきました。おそらく全員がそうだったと思います。ハイテンションのまま舞台袖へ。

しかし、ハイテンションなのは特別チームも同様だったようです。衣装も凝っていたし、何より立論が寸劇だとは... 参りました。

いよいよゴレンジャーの登場です。そしてついに討論に入ります。ディベートは一定の人物のみが発言すると減点対象になるとか。そこで、私の目標は「絶対に一言は発言すること！」にしました。何度か、私でも質問や反論の出来そうな場面がありました。そして私も質問すること



が出来たのです。何を質問したのかはもう忘れましたが、とにかくノルマは達成しました。

50分間の試合はあっという間、本当に一瞬でした。振り返れば反省点は多々あります。でも、役には立たなかったかもしれませんが、足を引っ張ることは無かったのでは、と自己満足に浸っています。

結果は懇親会でとのことなので楽しみにしていました。そして嬉しいことに特別チームに勝ったのです！アオレンジャーこと櫻井さんがMVPを取りました。うん、ナットク！

名青税の皆さん、本当に準備は大変だったと思います。凝った演出、非常に楽しませて頂きました！

今回、初めての経験だらけで戸惑いや不安がたくさんありましたが、「青税やねんから失敗しても失うものは無いで」との松尾さんの言葉が背中を押して下さいました。成功したのか失敗したのかは置いておいて、私は参加して良かったと思っています。色々な経験をさせてくれる青税にとっても感謝しています。ありがとうございました。

特別チーム 川崎 賢二

歴代会長特別チーム に参加して

皆さん、こんにちは。特別チームの筆頭老中こと川崎です。

このたび久しぶりに秋季シンポジウムに発表者として参加しました。4年前に全国青税の会長を終えた身ですので、また秋季シンポジウムの舞台に立つと



歴代会長特別チームのメンバー

は全く思ってもいませんでした。特別チームが出場することに

なった経緯は存じませんが、ある日突然、将軍様(城田さんのこ



時代劇による寸劇

とです)から「ディベートやることになったからヨロシク」との連絡がありました。チーム編成は全国青税の前5代からの歴代会長と聞き、菅原さんと坂田さんは東京、城田さんは神奈川、片山さんは名古屋、私は岐阜というメンバーの地域性から、まとめて打ち合わせができるのか不安でした。しかし、ディベートは従来の発表形式の演劇とは異なり、事前にある程度の準備を

しておけばなんとかなるのでは...という考えがその時にありましたが、今振り返ってみるとそれが大甘でした。まさか、立論を演劇で行うとは私も思っていませんでした。ディベートの打ち合わせに加え、発表の2週間前から演劇の練習をすることになりました。将軍役以外は、女装役かセリフが多い役の二者択一、という究極の選択を迫られました。もちろん私は、セリフが

多い筆頭老中役を選択したのですが、本当にセリフを覚えるのが大変でした。当日は無事に役をこなしたのですが、私はもう立論の時点でディベートは終わった感でいっぱいになってしまいました。私にとっては嬉しくもあり、恥ずかしい思い出となりました。

全国青税の会長職を終え、会長経験者と会う機会も次第に少なくなりましたので、今回はディベート発表を歴代会長経験者と一緒に取り組むことができ、とてもありがたかったです。せっかくできたチームですので、今後は同窓会でもできればと思っています。

最後になりますが、特別チームの発表をご覧になった皆さん、ご清聴ありがとうございました。また、特別チームのメンバーにも感謝します。

神奈川青税

安藤 匡

美しい名古屋城

平成23年11月13日(日)名古屋テレビアホールにて開催された秋季シンポジウムディベート大会に参加しました。神奈川選手は秦光一郎実行委員長をはじめ伊藤明子、大沢優子、小原勝巳(PP演出担当)、南波隆之、前田信哉、安藤 匡。対戦相手は岐阜青税さん。ディベート経験者は2名おりましたが、ディベート研究会発足時にはいったい何をしたらよいか戸惑っていたことは事実。会員の日程調整もままならない中、7月にスタートした準備は行き当たりばったり



神奈川青税ディベーター

で何とか月1回開催。研究会の最後はキリン・シティで飲まずに行いました。実は直前まで選手もはっきり決まらず、秦実行委員長の胸中は察するに余りあります。ディベート本番前の控え室においても「話し始めた人が優先」ルールや「マイクを持っ

た人が勝ち」ルールなどを直前決め。「簡易課税は是か非か」の激論の末、幸運なことに神奈川青税の勝利。大沢優子会員がMVPも頂く望外の結果となりました。ひとつの論点に拘泥してしまったこと等反省点は多々ありますが、秦実行委員長作成



対策を協議する神奈川

のすばらしいパワーポイントや女性パワー、全員が発言した点など評価して頂いたものと思われま

す。東急ホテルで行なわれた終了後の懇親会も、本当に盛りだく

さんのすばらしい会でした。すばらしい映像に、歌あり、ダンスあり、物まねありで流れるような司会進行にも感激。夜の名古屋嬢はとても美しいと実感させて頂き、時間のたつのも忘れて

しまうほどでした。2年に及ぶ準備期間を経て開催された大イベントに参加できたことに感謝したいと思います。

神奈川会員の中には時の経つのを忘れ、名古屋嬢見学に出かけた会員もあり翌朝帰還となった人もいた様子。ナイトツアーは結構なお値段だったようで諭吉をばらまき、ささやかながら名古屋経済発展に寄与したようです。

次回の秋季シンポジウムは平成24年11月10日(土)神奈川で開催されます。みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

岐 阜 青 税 — 藤 原 孝 将

秋季シンポを 振り返って

今年は、青税流ディベート合戦ということで、「消費税簡易課税制度の維持か廃止(本則のみ)か」というタイトルについて岐阜青税新入会員精鋭部隊5名で、神奈川青税チームに挑みま

した。ここ最近にないディベートということで、研修部を中心に試行錯誤を重ねてまいりまし



岐阜青税ディベーター

たが、残念ながら、神奈川青税チームには負けてしまいました。

参加者の皆さんは、非常に悔しい思いをされたかと思いますが、それ以上に会員間の「絆」という大きな成果を得られたのではないかと思います。今回参加された皆さんの益々のご活躍を期待したいと思います。

最後に、秋季シンポジウムに多数のご参加、また、ご協力を賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。



東京青税

手塚久雄

感無量！

『最優秀チームは東京青税です！』長く、濃厚な4ヶ月間が終了した瞬間でした。

私にとって、はじめて参加するシンポジウムがシンポジウム委員長という立場でした。

東京青税のシンポジウムへ向けての準備が始まったのは8月初旬。参加してくれたメンバーにも恵まれ、準備も余裕かと思いましたが、しかし、それぞれに個性と違った考えを持つメンバーの意見をまとめ、ひとつのモノを作っていく大変さを感じました。人の意見をまとめ、ひとつの結論を導き出すということは、しっかりと自分の意見とその主張を支える知識がないとダメなのだ痛感しました。当然のことなのでしょうが、今まではそういったことに真正面から向き合うことはありませんでした。

東京青税では、毎年10月に青山学院大学の税法ゼミの学生チームとのディベート大会に参加しています。私も去年と今年参加しました。しかし、ディベート



大会では毎回言いたいことも言えず、モヤモヤ感満載でした。そして、シンポの舞台においてもその感じを振り払うことは叶いませんでした。限られた時間内で自分の考えを主張することの難しさを毎回感じます。ディベート大会やシンポジウムについては試合であり、悔しい思いをするのは自分自身だけで済む話ですが、これが仕事における税務調査等の席でと考えると…。

シンポジウムに参加したことを通じて自分自身に足りないものを実感できました。今後は足りないと感じた部分を補えるように、勉強といろいろな経験を積んでいきたいと思えます。

論文、青学とのディベート、シンポジウムでのディベートと4ヶ月間にわたり家族以上ともい

える時間を共有することはこれからの人生でも、そうそうあることではありません。

こんな頼りない委員長を最後まで支えてくれた、東京青税のシンポジウムに関わってくれた全てのメンバーには感謝の気持ちでいっぱいです。

ディベートの内容では、名古屋青税にはかなわないなと思いましたが、メンバー紹介にディベートのテーマを取り入れたたり、パワーポイントのクオリティー、全体の連携等の総合力で勝ちとれたものと思います。

このメンバーと過ごした時間の結果として、『最優秀チーム賞』という形になった事はすごく嬉しく、そのチームとして感じた言葉をタイトルにしました。

最後に、対戦していただいた埼玉青税の皆さんとは、チームとして良い議論が出来たと思います。ありがとうございました。また、開催地の名古屋青税の皆さん、実行委員長の磯野さん、大会の企画から運営まで本当に大変だったことと思います。ありがとうございました。



東京青税ディベーター

埼玉青税 ——— 田辺泰之

初ディベート 参加体験記

今回のシンポジウムの内容を聞いた当初、ディベートにはそれまで縁も関心もなかったのですが、テーマとなった消費税の複数税率については興味はあったものの詳しい知識は無く、本格的に研究する良い機会と思い積極的に打ち合わせに参加することにしました。

その後、埼玉青税は複数税率肯定側で参加することが決まり、責任者の今谷会員を中心に夏頃から毎月の例会以外の場でも打ち合わせを行い、メンバー内で論点を詰め、認識を共有させていきました。自分も論文の執筆に携わり、主に複数税率のデメリットを担当しました。調べるほどにデメリットが目につき、「複数税率肯定側を選んだのは失敗だった？」とも思いましたが、その時点で立場を変えられる筈もなく、やがて自分も当日壇上に上がる立場になり、本番の論点予想やその対応案についても検討しました。



名古屋には前日に入り観光や食事も楽しんだ一方、前日入りできたメンバーと打ち合わせも行い、当日も会場のテレビアホール内の喫茶店やロビーで、直前には舞台裏の控え室でずっと打ち合わせをしていました。

舞台へ上がると、メンバー紹介の頃まではそれほどでもなかったものの、いざ試合が始まると緊張してしまい、前半は東京青税側の鋭い質問に主に一人で反論する今谷会員の様子を隣でただ見ているだけでした。中間の作戦タイムで後半の反論は自分が口火を切ることを申し出て、また予め担当することが決まっていた最後の発表も緊張しながら何とかこなしました。途中では「早く過ぎてくれ〜」と感じた時間でしたが、終わってみ

ると短い50分でした。

懇親会の席で対戦相手同士が同じテーブルを囲むという名古屋青税の皆様のご配慮は有り難かったです。ディベートの立場を離れ、東京青税の方々とも複数税率について実際どう思うか？という本音ベースでの話もでき、楽しい時を過ごしました。東京青税の方から、執筆段階で複数税率否定側を選んで失敗だったかも、との感想を持たれたとの話を伺って、お互いそうだったのかと面白いやら安堵するやらでした。東京青税の皆さんは学生との対外試合をされたりと準備も万全、かつ論文もレベルが高く優勝されたのも納得の行く結果でした。一方、我々のチームリーダーとして奮闘して来た今谷会員が審査員特別賞を受賞できたのは嬉しかったです。同時に自分を含め他のメンバーがもう少しフォローできれば...との思いを噛み締める結果となりました。

単にディベート対策でなく日常接する課題に対し問題意識を持って情報収集をしておくことは大事だと実感できる良い機会でした。改めて関係された皆様にお礼を申し上げます。



埼玉青税ディベーター

千葉青税

前田 悠子

秋季シンポを 振り返って

■ディベートまでの道のり

相続税をテーマにディベート！！

千葉青税の幹事会で議題には出ていたので内容は理解していましたが、まさか自分に声がかかるとは思わず、どこか他人事で聞き流していたのが正直なところでした。青税に入会して2年目。税理士試験でも相続税を選択せず、実務でも相続税をほとんどやったことがない私に声がかかり、まさかと思いながらも勢いでお受けしてしまい、それからは本当に緊張の日々でした。まずは資料を読み理解をするところから始まり、メンバーが集まっての立論作成・勉強会・リハーサルでは、初心者私を周りのメンバーがわかりやすくフォローしてくださり、とても良い勉強になりました。

リハーサルでは、ディベートメンバーではない会員が名古屋青税役を引き受けてくださり、仮想名古屋青税と熱いバトルが



千葉青税ディベーター

繰り広げられました。想定される質問とそれに対する回答、仮想名古屋青税に対する攻撃。内容は理解していても、的確な言葉でスムーズに言葉を発することは想像以上に難しいことでした。

■ディベート本番

全員ディベート初体験の千葉青税 v.s. ディベートのベテラン名古屋青税。皆、緊張の表情です。最初の質問は名古屋青税から。リハーサルで練習していても、全く同じ質問がくる訳ではないので、その質問を冷静に判断して的確な回答をすること、わかってはいても、いざ本番になると冷静さを欠いてしまうことが本番を終えてよくわかりました。

ディベートは想像以上に難しく、ひとつの論点に長い時間を割いてしまったこと、そして千葉青税は私を含め2名が発言をしなかったことも敗因のひとつだったのでしょうか。やはり、ベテラン名古屋青税に勝利することはできませんでした。長い時間を割いて準備してきただけに、懇親会では皆、半分やけ酒気分で盛り上がっていました。

■秋季シンポに参加して

今回の対決、敗れはしましたが、私個人的にはとても良い勉強の機会を与えていただきましたし、ひとつのテーマに対して双方が真剣に取り組むことの重要性を強く感じました。日々の業務とはまた違う勝負。ディベート対決という初の試み、とても有意義なものだったと思います。このような機会をいただき、本当にありがとうございました。



名古屋青税 新開 章

秋季シンポジウム に参加して

平成 23 年 11 月 13 日(日)、全国青年税理士連盟秋季シンポジウムが、名古屋の東海テレビレピアホールにて開催されました。

全青税秋季シンポジウムは、例年各单位青税の研究発表形式で行われていたそうですが、今年、「青税流ディベート合戦 in 名古屋」と題して、単位青税對抗戦形式でディベート合戦が繰り広げられました。

私は、名古屋青税のディベーターの一員として参加しました。とはいっても、入会初年度で右も左も分からない。「ディベート」も名前だけ知っている。こんな状況で、名古屋青税制度部長の妹尾さんに「ディベーターに選出したので、よろしく。」と仰せつかり、内心「無理、無理」と思いながら、表向き「いいですよ。」などとサラッとやってしまった愚かな自分。引くに引けなくなった挙句の参加でした。

大会当日までは、岐阜青税さ

んと交流試合、部内での模擬ディベートなどで実戦を体験し、また名古屋青税研究部が行ったディベート試合を観戦するなど、とにかく場数を踏むことを心がけて準備を進めました。個人的には、中学生の息子にディベートの基礎知識を教してもらいました。(最近の中学生はディベートすることもあるようです。)

そしていよいよ決戦の日。名古屋青税制度部は決起集会ランチで力水を注入。手に入れた対戦相手千葉青税さんの立論を片手に、ディベーターとフォロワーにわかれ、時間ぎりぎりまで戦略を練り、本番にのぞみました。とにかくやってきた準備をできる限り表現しようとチーム一丸になって戦いました。夢中だったせいでしょうか。あっと

いう間にタイムアップ! なんとかディベートらしくなったかな・・・。

試合結果は懇親会で発表、ということで東急ホテルの懇親会場へ!

新入会員の私は、先輩会員が「青税は研究も大事だが、懇親会も同等以上に大事だ。」とおっしゃられたことを思い出し、ワクワクです。会場ではディベートの対戦相手千葉青税さんと同席させていただきました。試合での非礼をお詫びしたり、ディベートの感想を語り合ったり、楽しく交流できました。

また、各单位青税の有志による懇親会のパフォーマンスは、いい意味で、およそ税理士とは思えない(!?) 予想を超えるすばらしいものでした。

そしていよいよ結果発表。われわれ名古屋青税は、なんとか勝利を収めることができ、ホーム開催の重圧からやっと開放されました!! しかし結果以上に、シンポジウム全体をつつむ全国の青税のパワーと一体感を感じることができ、貴重な経験をさせていただきました。みなさんありがとうございました



名古屋青税ディベーター



授賞式で東京青税にトロフィーが

ディベート合戦を終えて
細やかな懇親会



市木会長のあいさつ



トシちゃん華麗なステップ



千春熱唱



舞台上目をやりながら歓談



会場を盛り上げたベリーダンス



EXILEのパフォーマンス



フィナーレ

韓国税務士考試会・定期総会に招かれて

国際部長 水野 誠

平成23年11月25日(金)に韓国税務士考試会の第41回定期総会が開催されました。考試会の総会はソウルと地方とで隔年で開催されており、今年はプサンで開催されています。全国青年税理士連盟からは、市木雅之会長、坂本和穂総務部長、石井文夫全国大会実行委員長と国際部長の水野誠の計4名がお招きをいただきました。今回の定期総会は金曜日に開催されていますので前日入りが難しく、さらにプサンのキムへ空港へは各空港ともに就航便が少ないため、実質韓国に滞在する時間が24時間程度という弾丸トラベルとなってしまいました。

キムへ空港に到着すると、チェ・セヨン国際副会長をはじめとする4名の考試会の皆様がレンタカーで出迎えてくださっており、道中、観光をしながら会場のロッテホテルまでご案内いただきました。

会場に到着すると、映画祭で有名なプサンでの開催だからか、



総会で税務士考試会会長の挨拶

さながらシアターホールの様な雰囲気でした。薄暗い観客席から見下ろすと、ライトアップされた舞台の後ろにはスクリーンが設置されており、そのスクリーンを通じて壇上にいる人の表情までも伺える様な演出です。

まずは考試会の地方会の皆様がそれぞれプラカードとともに、まるで甲子園の高校球児の様に呼び出され、壇上に上がり紹介されていました。全国青税もプラカードが用意されていたため、訪韓メンバー全員で舞台に上がり、拍手で歓迎をしてい

いただきました。

一通り各団体の紹介が終わると、次は考試会の一年間の行事が、スクリーンにスライドで映し出され紹介されます。その中には9月に行われたばかりの全国青税との勉強会の模様もありました。最後にキム会長の写真が映し出され、キム会長ご自身が登壇されます。壇上に登られたキム会長が観客席を振り返るや否や、「ドーン!!」という大きい爆発で歌謡ショーの様に紹介され、満場の拍手とともに定期総会が始まりました。

考試会キム会長のあいさつから始まり、来賓挨拶も順番にされます。議案審議前に来賓挨拶を行うのは、日本とは異なる慣習で不思議な感覚でしたが、市木会長も来賓として挨拶をされました。前年の片山前会長の時もそうでしたが、今年もオールハングルの挨拶です。チェ・セヨン国際副会長やイ・シネ先生も大変驚かれるほど発音が良かったそうで、市木会長の隠れた



市木会長の来賓挨拶はauハングルで4分半



今年の総会はスケールが違う！
まるで何かのショーのようです

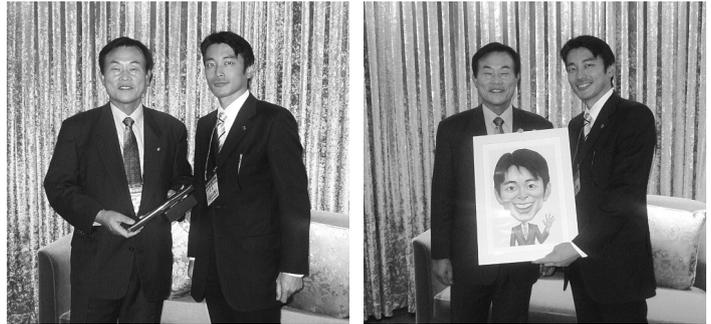
才能が発揮された瞬間でした。

また、議案審議前には様々な表彰がされていました。おなじみの考試会役員の皆様も拍手とともに次々と登壇され、どうやら考試会の活動に貢献されている方が表彰されているのだと思われませんが、その表彰の時間の方が議案審議より圧倒的に長かったことも特徴的だと思います。また、考試会が奨学金制度を持っており、学生さんが4名ほど登壇されていることも印象的でした。

そして、いよいよ議案審議に入るとまた独特の慣習に驚きます。日本ではなかなか見かけませんが、議案を上程するタイミング、または決議するタイミングで、議長であるキム会長が、手元にある木槌を「カンカン」と叩きます。これをすべての議案分繰り返すと、無事、定期総会が終了となります。

総会の後は、懇親会、二次会、三次会と、おなじみの爆弾酒とともに続き、また、翌日も朝からおもてなしの企画をしていただ

プレゼントの交換



全青税からは輪島塗のお箸を 韓国側からは市木会長の似顔絵

きましたが、紙面の関係上、この辺りにさせていただきます。全国青税ホームページのアルバム、そしてブログにもご報告をさせていただいておりますので、ぜひそちらをご覧くださいければと思います。

最後になりますが、千葉大会までの残りの期間、両国の税理士制度発展の一助となるべく、国際部一同頑張っておりますので、ますますのご支援をよろしくお願い申し上げます。

韓国税務士考試会との 勉強会に参加して

国際部副部長 小林 弘 隆

「この川の向こうは北朝鮮です」そんな説明を受けてもにわかには実認識できなかった。

烏頭山(オドゥサン)統一展望台。漢江(ハンガン)と臨津江(イムジン河)の合流点を見渡せる

高台に築かれたこの堅牢な建物。展望台から、対岸には計画的に立てられた人影もない無機質な集合住宅が、一方こちら側には国境を見張る韓国兵たちの姿がそれぞれ見渡せる。

日本という島国に生まれ育った我々には眼下に横たわる川を国境として、二国が隣接するその状況自体ひどく非日常的なものに感じる。日本国内においては体験することのできない不思議な緊張感がここにはある。

「国家」とはなにか、「民族」とはなにか。普段考えもしないよ



全青税からの参加者は近畿を中心に28名



通訳を通して質問に答える

うな問いを頭の中で繰り返さずにはいられない光景だった。そして私はなぜか前日の勉強会と懇親会のことを幾度となく思い出していた。

前日、平成 23 年 9 月 23 日。昨年からはオープン参加の形式にリニューアルした全国青税と韓国税務士考試会との勉強会は二度目の開催を迎えた。昨年は東京で開催されたが、今年はソウルでの開催。今回の勉強会のテーマは日韓の税理士事務所の実情を比較するとともに、日本の税理士によるコンサルティング、主に保険業務についてである。

日本からは市木会長や坂本総務部長、国際部の面々、そして支部旅行をこの勉強会に合わせてくださった近畿青税の皆さんが、韓国からは金会長をはじめ志ある税務士の皆さんが、互いの知識を共有し、切磋琢磨するためにソウルの税務士会館に集った。

緊張に包まれた雰囲気の中勉強会がスタートする。

まずは韓国側から主に金会長が税務士の業務あるいはその周辺を取り巻く環境、また事務所経営について解説する。

続いて日本側。先に市木会長から日本の税理士事務所あるいは税理士業務について、続いて水野国際部長から税理士事務所が行う保険業務についての発表

がなされる。

双方のプレゼンテーションが終わったあとは挙手にて質問を募る。ここでは堰を切ったように多くの質問がなされた。それも一方的なものではなく日韓両国から建設的な質疑と丁寧な応答が繰り返される。

互いの共通点や相違点を確認しながら、そこから学べることを探っていく。通訳を介しているためスムーズな議論とはならないが、それでも少しでも互いを理解すべく注意深く相手の話を聞き、認識の相違を埋めていく。

予定の時間を大きくオーバーし、あっという間の勉強会は終了した。緊張の中で始まった勉強会だったが終わるころには柔和なムードが会場を覆っていた。



会場からは質問が続きます

勉強会が終われば懇親会だ。ここでは勉強会で縮められた距離がさらに縮まる。ビュッフェ形式の一次会、カラオケでの歌合戦が繰り広げられた二次会、焼肉屋さんでの有志による三次会...。大いに食べ、飲み、歌い、語ったのは言うまでもない。こうして韓国での熱い夜は静かに更けて行った。

そんな前日を思い出しながら展望台で物思いにふける。

普段我々はおもっぱら日本国内の法律に基づいて、日本の税制の中で職務を遂行している。そ

んな日常の中ではもちろん日本の税法に精通することは必要であるが、一歩外に出て自らを省みる機会は極端に少なくなる。

我が国で消費税改革論議をする際、必ずといっていいほどインボイス制度が議論に上るものその実情や具体的な運用状況、インボイスを前提とした消費税の会計期間や日本の消費税法との違い等々、知らないことがまだまだ多い。だがその制度の有効な点もあるいは問題となることも、視点を変えて韓国の税制という前例を通して見れば立体的に浮かび上がってくる。

我々はなにも韓国の税務に精通して税務士になることを目的とするのではない。ただ自らを客観的に見る機会、それが必要なのだ。

日常の「当たり前」だと思い込んでいることが、決してそうではないと知ること。社会学者の見田宗介の言葉を借りれば「自明性の罫からの開放」こそが国際部の意義であり、韓国税務士考試会との勉強会が存在する意味なのだと思えた。そしてこの訪韓から大いなる収穫を得たことを確信するに至った。

今は当たり前のように分断された二つの国家もいずれはその状況が異常だったと思える日が来るのだろうか。悠久の流れを前にして思索が尽きることはなかった。



沢山の会員が集まり熱気むんむん

日税連執行部との懇談会

23.12.2 / 日本税理士会館

 広報部長
 泉 昌宏


全青税役員



日税連役員

去る、平成 23 年 12 月 2 日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」という）執行部との懇談会が開催された。日税連からは川松保夫副会長、浅田恒博専務理事、高田住男専務理事、櫻井英二雄専務理事、中村一三常務理事の 5 名が出席された。池田隼啓会長は当初出席予定であったが、緊急の用事のため欠席された。全国青税からは、市木雅之会長他 21 名が出席した。はじめに開会の挨拶の後、川松日税連副会長と市木会長より挨拶があった。懇談会は「税理士法改正」と「税制改正」を主なテーマとし、全国青税からの質問に日税連が回答する形式で意見交換が行われた。

以下その要旨である。

川松副会長挨拶

今税理士業界はいろいろな面で重要な問題をたくさん抱えている。政治経済の情勢等も難しい時代になってきていると思う。そのような中、税制改正を進め

るために国会議員の先生方にもお願いをしているわけだが、非常に状況が混迷しておる中で、しっかりとした議論で、また我々の考えていることをしっかりと訴えていけば、必ずやこれが成就すると考えている。今日先生方からのご意見も十分にお聞きし、今後に活かせたらと思っている。

市木会長挨拶

これからの税理士制度をどうしていくかについての方向性に関しては、日税連と全国青税とでは多少違いがあるとしても、目指しているところは同じと信じている。本日、テーマは多岐に渡っているが、現場で働いている青年税理士の意見として、お聞きいただけたらと思うし、このような機会をもつことが、将来の税理士制度の発展に寄与するその一助となればと思っている。

(1) 日税連と国税庁、主税局との勉強会の状況について

全青税：勉強会が 4 回ほど既に行われているが、内容が伝わってこない。私たちの制度の根幹にかかわってくるところなので、特に資格取得関係等などを中心に現状を教えていただきたい。

日税連：先月で勉強会は第 6 回が終わっているが、第 1 回目の時に、議論が固まるまでは、内容は一応公開しないようにという申し合わせがされた。いろいろな憶測を生み、誤解を招いてはいけないからだ。申し合わせがあるので、あえて皆さん方にはその内容について、具体的なことは今のところ話をしていない。6 月位までに論点整理メモのようなものを公開したいと思っているが、勉強会の進み具合によって若干時期もずれるのではないかと思っている。第 1 回



市木全青税会長

から第4回までは、17項目について一つずつこちらから説明をし、国税庁、主税局の質問等を受けながら、我々がどういうことを考えているかを確認してもらった。そして第5回目と第6回目は、それぞれの項目一つずつについてまた再度議論していこうということで、現在4項目進んでいる。資格取得制度問題についてはまだ、特に会計士問題などの個別な議論に入っていない状況だ。

全青税：資格取得の身分については私たちは当然税理士法3条1項4号を何とかしてほしいというのがあるのだが、簡単にはいかないことも承知している。もし上手くいかない場合に、税理士法改正として、資格関係を抜きにして改正を行う可能性もあるのかどうかを教えてください。

日税連：まだそこまで議論していないし、形や考え方を掲げていないのが現状なので、見通しははっきりしたことは言えない。

全青税：11月21日の日経新聞等で、池田会長が来年の臨時国会で法案の成立を目指すと載っていたが、この辺りのスケジュールは？

日税連：一番早くて平成25年の国会で法案としてあがればいいなという感じである。

参議院の選挙があるので予断を許さないというところであるが、そういう目標を立てている。

(2) 公認会計士問題

全青税：会計士との問題で、税理士と会計士の違いを実際分かっていない方が多いと思うのだが、税理士法改正の必要性を訴えていく上で、やはり納税者にも税理士と会計士の違いをアピールしていく必要があるのではないか。

日税連：税理士法改正を進めていく上で、その時期は過ぎてしまった。税理士制度の改正とは別に、税理士会や青税の方々が違いを説明してもらおうとありがたい。関与先に会計士と税理士の違いを説明する機会があれば、特に使命が違うということをはっきり言い、国家の財政または地方の財源に大きく寄与し、納税者の権利をしっかりと守るのが我々の使命である、ということをお願いしたい。

全青税：Web上の百科事典のウィキペディアというものに、税理士についての説明が入っていて、誰が書いているのか分からないのだが、「税理士業務というのは会計士・弁護士ができ、やるようなもの。でも公認会計士というのは単なる筆記試験だけでなく人格的にもすばらしい人でないと駄目である。そんなに人は増やせないのだから、単なる簡単な試験で増やした資格が税理士という資格」というような記述がある。これから税理士を目指す人、公認会計士を目指す人、弁護士を目指す人、一般の方々には、あそこに書かれていることがその通りだと思ってしまうというところがあり、そこに書かれていることがそのまま常

識として入ってしまう。今日、全国青年税理士連盟としても非常に危惧している。是非ご意見・ご見解をいただきたい。

日税連：先生方の意見を載せるようにしてもらったらいいのではないか。公の場で公の機関が言うのは良いが、そういうところで公の機関が意見を述べるといことはなかなか難しい。

全青税：ウィキペディアに載っているのと同じ内容で税理士制度の成り立ちがそういうものだ、ということがCPA政連の会報に載っていたのだが、その辺に関しては何か情報をお持ちか？

日税連：そういうことを主張することは向こうの勝手だが、我々はそういうこととは関係がない。税理士法、税理士制度ができる前は制度が無いからどうしてもそういうような言い方をしていたのだろうが、全く今は時代が違う。本当に取るに足らない議論だと思っている。

全青税：会計士協会の動きとして、署名運動を展開し、10月30日段階の仮集計で約2万2千通、割合にして会計士会員の約72パーセントが署名しているというような状況である。なおかつCPA政連においても、11月8日に国会議員を集めてのパーティを行った状況だが、その中で取り上げられているのが、税理士法改正の反対である。署名等を集めていろいろな活動を行い、結果的に政治活動に使って、税理士法資格取得の改正に反対の動きを行って行くとは思っているのだが、政治活動も含めた向こうの動きに対して、税理士会としてのお考えをお聞きしたい。

日税連：公認会計士業界としては、会計士資格を持って税理士業界に入るのを阻止しようとする動きがあれば、反対するのは当然の動きだと思う。でも、やっている内容は国民納税者のためでなく、会計士業界のための動きをしているのであり、国民が見ればすぐ分かる内容だ。しかも理論的には変な理論というか、屁理屈をつけている内容である。四つ相撲を組むつもりはない。我々は、勉強会をしっかりとやって、金融庁にも理解されるような理論をもって、誰にも負けない国民納税者のための税制改正に向けて頑張っていくというスタンスである。

(3) 税理士制度と TPP との関係について

全青税：今話題になっている TPP は、関税や農業等が大変大きく取りざたされているが、項目が 21 項目あって、当然、その項目中のサービスという中に我々税理士業界の税務サービスというのも入ってくるのではないかと思っている。11 月の国会の答弁の中、野田総理が国際条約というのは国内法に優先するというようなこともおっしゃっていたが、今回これが通った場合に、ひょっとしたら過去最大の規制緩和の動きになるのではないかという恐れを我々若手税理士は持っている。TPP が税務会計分野、そして税理士法、もしかしたら今度の税理士法改正も含めてどれくらいの影響があると日税連は考えているのか、またその対応策を既に考えているのであれば、お聞かせいただきたい。

日税連：非関税項目について、TPP で考えられるとしたら、結局のところはアメリカの制度を日本に入れる、ということだろうから、そうすると向こうには税理士制度というものがないから、税理士制度がどうなるかという危惧がある。

昔の GATT でも似たような問題が出たが、多分、同じ状況になってくるのではないかという認識である。我々が持っている資料は、国家戦略室のホームページから取ってきたものと、最近ぼちぼち出だした本くらいである。規制改革委員会で業務が進みだしたところである。交渉に参加していかないと情報が入らないが、重大な注目をしている。現時点では日税連と全青税とは同じくらいのレベルだと考えている。

(4) 国税通則法 修正法案について

全青税：国税通則法修正法案は、納税者権利憲章の制定等は見送り、逆に課税庁の調査権限の強化を図る条項は明文化するなど、当初の法改正の目的であったはずの納税者の権利利益の保護の観点から程遠く、改悪法案と我々は認識している。当連盟は 11 月 14 日付で貴会に対しこの改正法案に対する反対意見を表明するとともに、改めて納税者権利憲章の制定を求める建議をするように要望している。しかし、貴会は政府税調でのヒアリングや経産省でのヒアリングにおいて、公開議事録をみるところ、特にこの件について強く要望されている様子はなく、また、そのヒアリングにおいて



川松日税連副会長

配布されたと思われる重点要望事項においても、一番下に「国税通則法の改正は、早期に成立すること」とだけ書かれているなど、貴会の納税者権利憲章の制定に向けての取り組みに疑問を感じる。日税連の納税者権利憲章の制定等国税通則法改正に対するスタンスと、今後の取り組みについての考えをお聞きしたい。

日税連：我々が以前出した建議書が大綱に取り入れられ、それが法律になるという前提でいたので今年の建議書には国税通則法関係を強く入れていないのである。取り上げられたわけだから、それが普通は法案化されて通っていくと。だから一行でしか書いていない。これからどうするかということについては、調査研究部が各部会から意見書をあげてきてもらったものを来年の建議書にしていくということなので、今言ったように時期のズレが生じているのは十分承知していただきたいし、だいたい取り上げられたものを改めて書くのも変な話である。

全青税：テレビコマーシャルがよくかかっている同業者某団体の政治活動を担っているところが、7 月自民党の議員 25 名に対して、納税者権利憲章の策定に反対という要望や陳情を行い、そのことを踏まえて自民党税調としてはかなり反対の意見に傾いた。それが結果、三党合意でこ

のような結果になったという噂を聞いているのだが。

日税連：そういう話は我々にも聞き及んでいる。我々は建議権をもっているから建議書を出すということが法律上の権利である。我々が出しているものと、民間団体が出す意見が違ってしまうと、我々はいわゆる税理士政治連盟の枠をいただいて改正を通していくという作業の中で障害ができたら困るということで、一応団体間で話をさせていただいた。

(5) 23年度税制改正の問題点について

全青税：23年度の税制体制は、結局ほとんどの項目が先送りとなっており、貴会に提出している税制改正に関する要望書では個別の議題については申し上げないが、様々な意見要望等を提出させていただいている。貴会に対し、来年の3月から5月頃に、平成24年度の要望書を提出する予定なので、その点は引き続き十分検討していただき、是非我々の意見を反映させていただきたいと思っている。

(6) 国税不服審判所の改革について

全青税：国税不服審判所の改革に関し、当連盟としては「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理(第二版)」において意見募集に応募させていただいた。また、貴会に対しても3点ほど要望を出した。1点目は、「国税不服審判所を内閣府の下に設置すべき」という意見、2点目は、「単純に不服申立ての構造を

審査請求に一元化するのではなく、現行の異議申立て制度も残しつつ、不服申立前置主義の強制を廃止し、納税者の選択制にすべき」という意見。3点目は「裁決事例はすべて公開すべき」との意見である。3点目の「裁決事例の公表」以外は、それぞれ貴会とは見解が異なるが、貴会の見解を伺いたい。

日税連：行政救済制度の見直しは国税関係だけを行っているわけではない。救済機関はたくさんあると思うが、なぜ不服審判所を内閣府に持って行くかが分からない。単に外に出すという意味合いなのか。いろいろな行政機関への不服申立がある中で内閣府と言われても腑に落ちない。

全青税：現状、国税不服審判所が国税庁の内局と見られてもおかしくない状態であり、行政の機関と分離独立した機関にすべきで、消去法で内閣府とした。
日税連：外にあるものは裁判所であるというのが我々の認識である。前置という国税不服審判所については、審判所の改革をずっと建議してきて、不服審判所の裁判員の民間登用を一生懸命言ってきた、行政のほうでやっていってもらっている。逆に言えば、公務員になってしまうので、こっちが有利なものとは比べてくれる方が少ないという状況になってしまっている。また、前置は1回で良く、審査請求だけで良いという意見を出されているが、異議申し立てと審査請求は全く違うものである。異議申し立ては原処分庁にするもので、審査請求は上級官庁にするのであり、その部分はそれでいいという考え方が規制改革会議

内にある。

全青税：第三者性を高めなければならない。行政の内部ではあるが、正しいことが行われていることをチェックしているということが国民の目から見て分かるような形にするためには、できるだけ処分庁とは離れた、でも行政団体の中に置くべきだろうという考え方で内閣府と考えた。

日税連：アメリカの制度を研究しているが、内閣府の下で作ったところで、役人世界のままである。会計検査院を解体し、税の使い道に税理士の意見が入る制度を構築すべきである。内閣府の下に作っても役人の数は変わらず、財務省の所管から外れるだけで効果がない。その位の意見を全青税には提言してもらいたい。

(7) 社会保障・税に関する番号制度について

全青税：東京会で意見交換する機会があった際、番号制度についてはもう少し慎重にした方が良いという意見が多数聞かれており、全国青税も同意見である。逆に日税連は慎重ではないように見受けられるので、その理由を伺いたい。

日税連：社会保障と税の一体改革については、我々は別に否定するようなものでもないし、今はまだ野田総理も消費税アップのことを話しているが、社会保障の体制が頓挫しているという状態で上手く進むのかなという気がしている。我々が危惧しているのは社会保障と税以外の情報が後から入ってくることであり、税理士法第一条で我々は使



命をもって、適正な納税義務の実現をはかることが税理士の使命であるわけで、番号制度を導入することによって適正な納税義務に近づかなければ、反対する理由はない。確かに番号制度を導入することによって、どこの番号まで入れるか、どこまで番号を扱うかに関してはいろんな問題があるかもしれないが、第一条からの我々の使命からすると、反対をする理由はないと私どもは考えている。だから、番号制度全てに対して意見表明しているわけではない。

全青税：われわれがなぜ反対するかというと一つは全体の議論が不明瞭で、全体像が我々若手税理士の中で話していても分かっていない人が多い。納税者番号制度として使われることは当然想定しているが、一体これがどういう形で我々の業務に関わってくるのか、具体的な像が見えていない人が少ないと思う。我々にきちんと情報が伝わって来ないため不安に思っているのに、日税連が賛同してしまうと、日税連はそこまできちんと把握された上で賛同しているかが一番の疑問である。もちろん第一条の使命との絡みの説明は非常に説得力があった。また、一応税

と社会保障だけを言っているというのは確かに分かる。ただし全体の理論を見渡していただくと分かるように、すでに用途拡大していくことを前提とし、見直しのときに拡大するようにと話が進んでいる。全体像を見渡すためには社会保障制度だけを見て意見してはいけないと思うわけで、国民生活に関わることであるし、納税者の権利にも関わってくることなので、我々税理士の代表であり、建議権を持っている日税連には慎重な意見をお願いしたい。

日税連：具体的な内容は分からないが、方向性については賛成しており、分からないから反対という意見の表明はしていない。税と社会保障だけにまず取り組んでいくなかで、十分日税連としては意見を言っていると思っている。

(8) 若手税理士からの要望

全青税：今回の税理士法改正で税理士支援の従事義務や研修受講の義務化も検討されているところだが、平日の昼間に開催されることが圧倒的に多いので、時間的な制約があり非常に厳し

いと考えられる。研修についてはDVD等で一部公開されており、これが研修時間にカウントされるようになっているが、やはり機会は平等に保障されるべきではないかと思うので、夜間での開催の充実をもっと検討していただきたいと思う。2点目として、1点目と同様、税理士会の会務運営が平日の昼間に集中しており、会務に携われないことが非常に増えているのではないかと思う。会務に携われないということは、会務に対する関心も低下するということにもつながりかねない。引いては税理士会の存立基盤そのものを脆弱化させることにもつながっていく事態となり、問題があるのではないかと考えている。今後税理士制度がさらに国民から信頼される制度で維持発展していくために、是非改善していただきたい。3点目が外部広報についてである。税理士制度を社会にもっとアピールしていただきたい。

以上で、約2時間の日税連との懇談会は終了となった。今回は「税理士法改正」と「税制改正」を中心に活発な議論が繰り広げられた。

千葉大会 (24年8月4日) への参加お願い

全国大会実行委員長 石井 文夫
(千葉)



チーバ君と市木会長

皆さんこんにちは。

今年8月4日(土)、千葉において全国大会を開催致します。千葉での大会は平成16年以来8年ぶりとなります。

開催地は前回と同様、浦安の舞浜東京ディズニーリゾートで開催いたします。総会・懇親会ともにシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルに決定致しました。記念講演・懇親会についても徐々に決まりつつあります。少ない千葉のスタッフが心を込めてお迎えしたいと考えております。懇親会については皆様にゆっくりくつろいただけのよう着座形式で行う予定です。

是非とも前泊・後泊を考えて

いただき、ご家族皆様で夢の国東京ディズニーランド・ディズニーシーにて楽しんでいただければと思います。

「え～！また、ディズニーリゾート」なんていってる方はいませんか？ディズニーリゾートは進化していますよ、アトラクションも変更されたりしていますのでお越し下さい。

ディズニーランドは小さいお子様から大人の方までアトラクションも豊富でみんなで楽しめます。一方、ディズニーシーはお酒もありますのでお子様だけでなくカップルでアトラクションを楽しむこともできます。レストランでお洒落にワインはいかがですか？

また、混雑しそうなアトラクションはファストパス(指定時間に行く)と並ばずに入れます)を利用し効率的に楽しめますよ。

本題ですが、現市木執行部のこの1年間の活動を報告し、また次期執行部を決定する大事な総会です。今後の全青税の活動方針もこの総会で決定される大きな意味をもっています。是非皆様ご参加下さい。

千葉の地でお待ちしています！

千葉大会 2012年8月4日(土)

会場：ディズニーリゾート
シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル

※ご家族はディズニーランド、ディズニーシーへ。ご本人は大会に参加を!

あしがき

今回は昨年11月に開催された秋季シンポジウム in 名古屋、韓国税務士考試会との勉強会、韓国税務士考試会の定期総会、日税連懇談

会と盛りだくさんの内容となりました。

この広報誌がお手元に届く頃には、市木体制も中盤を乗り切ったところであり、確定申告の真っ只中です。風邪やインフルエンザに注意して、繁忙期を乗り切ってください。

(泉)